

## 日本鉄鋼協会における個人番号(マイナンバー)の取り扱いとご提供のお願いについて

平成 27 年 10 月 5 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー制度)」が施行され、平成 28 年 1 月以降、本会でも、同法に定める手続きについて個人番号(マイナンバー。以下、個人番号)の記載が必要となりました。それに伴い、本会における個人番号に対する関連規程を平成 27 年 11 月 27 日開催の理事会において制定致しましたのでご報告致します。つきましては、個人番号のご提供をいただくこととなる会員の皆様にはお手数をお掛け致しますが、ご協力の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 1. 個人番号の取り扱いについて:

取得しました個人情報については、必要なセキュリティ対策を講じ、第三者に提供・委託することはありません。本会における「特定個人情報取扱規程」および「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

### 2. 個人番号利用目的:

本会では下記の事務手続きにおいて、会員の皆様の個人番号を使用致します。

- ・「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の作成事務

### 3. 個人番号のご提供をいただく方:

本会(支部含)から各種謝礼等をお受け取りになった方で、下記の両方に該当する方。

- ・毎年 1 月～12 月中に各種謝礼等をお受け取りになった方
- ・源泉所得税等を含む各種謝礼等の支払金額が、年間 5 万円を超える方

### 4. 本会から個人番号のご提供依頼について:

個人番号をご提供いただくことが必要となった時点(支払金額が年間 5 万円を超えた時点)で、ご連絡致します。

- ・毎年 5 月・8 月・11 月上旬、12 月下旬、翌年 1 月上旬頃、郵送にて依頼予定

問合せ先:(一社)日本鉄鋼協会

個人番号に関する全般的なお問合せ

総務グループ Email: admion@isij.or.jp

個人番号提供依頼に関するお問合せ

経理グループ Email: finance@isij.or.jp

TEL.03-3669-5931